



Club Weekly Bulletin

■創立：昭和54年1月23日 ■例会：毎週火曜日 17:30
 ■事務所：奈良市大宮町6丁目2-1 南都銀行大宮支店内 電話 0742-33-8583
 ■例会場：奈良市高畑町1096番地 奈良ホテル本館 電話 0742-26-3300(代)
 ■会長：富川 悟 ■副会長：小西敏文 幹事：植村将史



1月お誕生日・結婚記念日

1491回例会

2650地区富田ガバナーより

「委嘱状 奈良大宮ロータリークラブ 箸尾文雄 殿 貴殿を2009-1010年度国際ロータリー第2650地区地区大会登録委員会委員に委嘱致します
 2010年1月18日 国際ロータリー第2650地区ガバナー 富田謙三」



<会長報告>

本日はプログラムが色々ありますので、簡単に。
 まず地区からは何も連絡はないですが、この一月にハイチで大地震がありまして、また義援金の要請があるかと思えます。地区から連絡があり次第、皆さんにご案内申し上げますが、その時はよろしくご協力をお願いしたいと思います。
 今日、新入会員の歓迎会をする予定でございます。新入会員の山中さんの所属委員会が決まりましたので、連絡させていただきます。社会奉仕委員会、親睦委員会。この二つの委員会でそれぞれ御活躍して頂きたいと思えます。

本日のお客様

梁 善美 (米山奨学生)

次週の例会

2月2日
 クラブ討論会③ (国際奉仕担当)

1月お誕生日・結婚記念日

お誕生日		結婚記念日	
2日	東田 幹章	15日	渡辺 英孝
4日	飯田 二昭	18日	日吉 晴雄
6日	箸尾 文雄	28日	武中 洋勝
8日	森下 泰行		
11日	山中 一晃		
14日	渡辺 英孝		
14日	平方 貴之		
17日	武中 洋勝		
20日	楠下 重郎		



育てよう、人。

2009~10年度
 第2650地区のテーマ
 『育てよう人』

国際ロータリー第2650地区
 ガバナー 富田謙三



四つのテスト

- 真実かどうか
- みんなに公平か
- 好意と友情を深めるか
- みんなのためになるかどうか

例会プログラム

第27回 1月26日
 通算1492回

1. 開会の点鐘 17時30分
2. ソング
 「奈良大宮RCの歌」
3. お客様の紹介
4. 会務報告
5. 卓話
 南都銀行総合企画部
 副参事 鉄田 憲男 様
 「奈良にうまいものあり」
6. 閉会の点鐘 18時30分

例会状況報告

第26回 1月19日
 通算1491回
 R.C.は出席から 1491回
 ● 会員数 69名
 ● 出席免除者数 21名
 ● 出席者数 48名
 ● 補填者数 -
 ● 出席率 81.6%

1489回の修正

● 会員数 69名
 ● 出席免除者数 21名
 ● 出席者数 61名
 ● 補填者数 1名
 ● 出席率 96.8%

委員会報告

高野社会奉仕委員長

今週の土曜日1月23日ですけれども、先日来ご案内しております通り、東大寺の方で植樹を行います。東大寺の大仏殿の東の横の方に相輪と申しまして七重の塔の先っぽの黄色のやつ、あの付近に TENT を設営致しますので、メンバーの皆様はそちらに13時10分、ご集合頂きますようお願い致します。週間天気予報を見ましても、天気は大丈夫という感じですが、よっぽどの雨が降らない限り雨天決行で行いたいと思います。軍手やジャンパーはこちらでご用意致します。今回は例年以上に汗を流して頂こうかと思っております、樹木を植えこむところからやっ頂こうかと思っておりますので、汚れても良い様な動きやすい服装で来て頂けたらと思っております。当時は若草山焼きもありまして、車も混雑するかも知れませんが、なるべく公共交通機関をご利用頂けたら、と思うんですが、お車でいらっしゃる方は東大寺の大仏殿の裏の方に毎年使わせて頂いております広い駐車場、舗装されている駐車場の方なんですけれども、そちらの真ん中の列を使っても良い、ということでご許可頂いておりますので、そちらをご利用下さい。私共委員会のメンバーがそちらに立って誘導させて頂きます。当時はメーキャップ扱いになりますので、是非皆様のご参加をお待ちしております。

武中親睦委員

先程会長からも連絡がありました、この例会後山中一晃さんの新入会員歓迎会を行いたいと思っておりますので、皆様奮ってご参加お願い致します。会費は無料ですので、よろしくお願い致します。

幹事報告

本日新入会員歓迎会がございますので、食事の方を少し変更させて頂きまして、先に卓話をいただきたいと思っております。丁度卓話の先生が来られましたので、少しだけお時間頂きまして、卓話に入らせて頂きたいと思っております。



新入会員歓迎会 司会 (武中)



新入会員歓迎会 山中会員

ニコニコ箱

本日計 43,000円 累計 1,602,000円

- 楠下 重郎 君 誕生月祝って頂き有難うございます。
- 高野 治 君 私共の管理している施設で、2月10日に二月堂お水取りについての講演を北河原さんにしていただきます。案内のチラシを受付に置いてありますので、是非ご参加下さい。
- 有井 邦夫 君 谷川様お世話になります。よろしく御指導下さい。
- 平方 貴之 君 誕生日のお祝い有難うございます。
- 山中 一晃 君 本日は、「歓迎会と誕生日のお祝い」ダブルでありがとうございます。
- 渡辺 英孝 君 結婚記念日に花びん頂きありがとうございます。又今月14日は63才の誕生日です。増々元気に遊べたらと思っています。
- 日吉 晴雄 君 1月18日結婚記念日のお祝い頂き有難うございます。
- 多田 実 君 矢追さん、先日はお世話になりました。
- 飯田 二昭 君 誕生日を祝っていただき有難うございました。医師会のフォトコンテストで賞が当たりました。
- 小池 恭弘 君 潮田先生、キリバスでの奉仕活動御苦労様でした。
- 矢追家麻呂 君 植村幹事、先日は情報ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。
- 藤野 城市 君 15年前の1月17日。阪神淡路大震災の記憶を忘れない為に、私はこの年の10月に入会させて頂きました。
- 山本 尚永 君 ニコニコ協力。

「バウンドテニス」ご存知ですか？ 谷川 千代則

バウンドテニスとは硬式テニスと卓球を組み合わせたようなスポーツです。バウンドとは「限られた」という意味で、その名前の通りテニスのような広いスペースでなく、コートは横3メートル、縦10メートルの狭いスペースに、高さ60センチのネットを張ってテニスのようにボールを打ち合います。



バウンドテニスとは硬式テニスと卓球を組み合わせたようなスポーツです。バウンドとは「限られた」という意味で、その名前の通りテニスのような広いスペースでなく、コートは横3メートル、縦10メートルの狭いスペースに、高さ60センチのネットを張ってテニスのようにボールを打ち合います。

バウンドテニスは生涯スポーツの一つとして普及しており、全国スポーツレクリエーション大会の種目にもなっています。平成7年に開催されました、全国スポーツレクリエーション祭奈良大会の開催にあたり、奈良県で普及本部を作る時からお手伝いさしていただき、5年前より、奈良県バウンドテニス協会の会長を務めさせていただいています。現在協会には、14クラブが加盟しており会員数は240名(男性80名、女性160名)です。会員の平均年齢は60歳ぐらいだと思いますが、皆さん大変お元気で週に3回・4回練習されている方もいます。また、1昨年には奈良県で70歳以上の方を対象にした全国大会も開催されました。健康作りのために皆さんも生涯スポーツ始めてみませんか！

「国税の電子申告について」

奈良税務署・法人課税第一部門・統括官 谷川 實 氏



みなさん、こんばんは。只今ご紹介頂きました、奈良税務署法人課税第一部門で統括官をしております谷川でございます。本日はよろしくお願ひ致します。

奈良大宮ロータリークラブの皆様方には、平素から、税務行政全般に関しまして格別のご理解とご協力を頂いております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。また、本日はこのような貴重な機会を設けて頂きまして、誠にありがとうございます。今日のお話というのは、私共の施策に関するものでございまして、兎角ちょっと堅苦しい話になるかも知れませんが、その辺をどうかご容赦頂きたいと思ひます。

さて、その堅苦しい話ですが、皆さんもご承知の施策でございまして、国税当局が取り組んでおります、電子申告納税システム、一般的に「e-

Tax」と言ひますけれども、この話を若干させて頂きたいと思ひます。「e-Tax」につきましては、いろんな機会を通じまして普及活動をさせて頂いているところでございます。このような席もお借りしますし、また、いろんな会合等でも色々なお話をさせて頂いている所でございます。ですから、「e-Tax」については随分聞き飽きたという方もいらっしゃるかも知れませんが、このように同じように何回も同じことを申し上げるのは、それだけ国税当局の方が「e-Tax」について力を入れている、重要課題と受け止めているというようにご理解いただければ幸ひでございます。

「e-Tax」は、国税の、申告、納税、それから申請等の手続きをインターネットを通じたon-lineで行う、こういうシステムでございます。政府が進めます「電子政府構築計画」というのがございまして、この一環として、国民の利便性、それから行政手続きの簡素化、或いは効率化、こういうことを目指して国税庁が導入したシステムでございます。ところで、インターネットですけれども、いまや私たちの生活には欠かせない存在となっております。最近よく聞きますネットショッピングや、或いはネットオークションなど、インターネットを通じた買い物や取引ということになるかと思ひますが、この他にもネットを通じたチケットの予約や購入、音楽の配信、或いは子供などはゲームを通じて日本はおろか外国の友達とゲームをしている、そんな時代になってきております。このような中で国や地方公共団体も行政手続きのサービス、或いは手続き、こういったものをインターネットを使って行えるようにしよう、ということで、最近では若干そういう形になってきております。行政機関におきまして、便利なインターネットを利用して国民の利便性の向上、或いは業務の効率化を図る目的で行政手続きやサービスのon-line化を推進している現状でございます。国税庁が導入致しました「e-Tax」もこのような背景のもとに導入されたものでございます。

「e-Tax」といひますのは平成16年6月に運用が開始されております。5年余り経っている訳ですけれども、利用割合というのはまだまだ低い状況にあります。奈良署の例を申しますと、20年度（20年4月～21年3月）の利用割合で約35%となっております。利用できる手続きにはいろいろ制限がございまして、すべての手続きという訳ではございませんが、約35%。因みに大阪国税局全体では約38%、全国ベースでは約37%という状況になっております。奈良署におきましても、だいたい導入を進められてる会社におかれましては、法人税の申告、或いは消費税の申告、またそれに加えて従業員さんの確定申告の「e-Tax」の申告というところまでご協力頂いております会社もございまして。改めてお礼を申し上げたいと思ひます。

それでは、国全体としてのこれまでの取り組みについて少しご紹介したいと思います。これは「e-Tax」に限った取り組みということではなくて、先程申し上げました「電子政府構築」の為の取り組みなんですけれども、平成18年の1月、政府の「IT戦略本部」というのがありまして、こちらが行政手続きのon-lineの利用手続き、利用率を平成23年の3月、一年後でございますけれども、50%にしよう、という目標を掲げてきました。それに伴いまして各省庁は、同年18年の4月～21年（去年）の3月までの3年間に色々なことやって実現に向けて取り組んでまいりました。国税庁の方は具体的には、皆さんもご承知かも知れませんが、消費税の4,800万円以上の課税事業者の方々は毎月中間申告が必要になりますが、こういう中間申告、また印紙税の申告、酒税の毎月申告、こういう三つの手続きに関しまして、「重点三手続き」というように位置づけを致しまして、この利用拡大を図る事によって他の手続きについても利用を図って行こう、という事で取り組みを行ってまいりました。その結果、21年の3月には目標の50%をクリアしております。我々はこういった各種の会合や説明会で利用の勧奨を行ったり、或いは税理士の方々に利用の勧奨を行う、また利用環境の設定の為にサポート要員を派遣して利用環境を整えるということもやってまいりました。その結果が先程申し上げました50%という目標は、一応達成できました。ただこれはあくまでも3つの手続きに限った事でございまして、まだまだ利用できる手続きについてはまだ低い状況に変わりはありません。

18年の4月～21年の3月までの取り組みは一応終了はしたのですが、それではまだまだ伸びないということで、平成20年の9月、丁度昨年の行動計画が終了する半年ほど前ですが、先程申しました政府の「IT戦略本部」におきまして、また新たに取り組みを考えて行こうということで、今までの行政手続きのon-line利用促進の取り込みを抜本的に見直しを行っております。この内容を簡単に説明しますと、まず対象手続きを、国民が広く利用している手続きに重点化する、それからon-line化のメリットの拡大や使い勝手の向上を図ろうということで、新たに「on-lineの利用拡大行動計画」というのを作成致しました。具体的には、対象をかなり絞っております。年間の申請件数が100万件以上の手続き、或いは企業が反復・継続して利用する手続き、こういう手続きに絞り込んでおります。従来は政府全体では165手続き程ありましたが、これを71の手続きに絞り込んでおります。平成26年3月、4年後になりますが、72%程までに持って行こう、という目標を立てております。これを受けまして国税庁では昨年21年の4月から、これらの目標が具体的になるように努力しているところでございます。具体的には、やはり利用しやすいようにいろいろ変えて行こうということで、例えば本人確認の見直し、添付書類の削減、利用手数料の引き下げなど、利用拡大につながる取り組みを検討しているところでございます。また、目標値ですが、26年の3月まで政府全体としては72%程を目標としておりますが、国税庁では取り敢えず目標を65%程に設定しております。現在も目標達成に向けて普及活動を積極的に行っているということで、やっているところでございます。

ところで、昨年の12月にこんな新聞記事が出ております。「利用率が低迷している国の電子申請を廃止」これはどういうことかと言いますと、先程も申し上げましたように、政府では電子化ということでいろんな施策をうってきまして、71手続き程がon-lineでできるようになってきておりますけれども、なかなか利用率が向上しない。昨年話題になりましたけれど、行政刷新会議、例の事業仕分けですが、利用率の低迷しているシステムについては中止、行政刷新会議の方から「見直しをなささい」というようなお達しが出ております。その結果、事業仕分けによって12システムほどが廃止、ということになっております。それが12月に新聞報道されております。我々はちょっとびっくりしまして、「もしかしたら国税の『e-Tax』もその憂き目に遭うのではないだろうか」と心配しておりましたが、「e-Tax」は、国税庁の単独のシステムでございまして、全国ベースでは37%の利用率を保っているという事からむしろどんどん拡大なささい、ということになっております。事業仕分けは免れたということでございます。以上、「e-Tax」の普及拡大についてのいろいろな取り組みや、今後の新しい取り組み方針・目標などをご説明させて頂いた訳ですが、これらの目標達成には皆様かたのご理解、ご協力というのが欠かせません。どうか今後ともこれらの施策の主旨、背景をご理解頂いて、更なる普及にご協力を頂きたいと思っております。

1月になりますと、税務署の方では確定申告の準備という事で、正に「確定申告」に染まっております。折角の機会ですので、これからの確定申告に「e-Tax」を利用して頂きたいという願いを込めまして、若干簡単ではございますが、どのようにすれば「e-Tax」を利用できるか、ということをご紹介させて頂きたいと思っております。

まず「e-Tax」をご利用して頂くには、データを送信して頂く際に電子署名というのを行って頂きます。これは紙ベースの書類で言いますと、印鑑に当たります。お名前を書いて頂いて印鑑を押して頂く、その印鑑に相当するもので、「電子証明書」という証明書が必要なんです。これは市町村の窓口で発行します。要はこのようなカードがございまして、そちらの方に個人情報や蓄積されたカードが発行されるということで、これが必要ということです。そのICカードに格納されたデータを読み込む機械も必要になります。これはICカードリーダーと言います。まず、市町村の窓口で電子証明書を取得して頂いて、それからそれをパソコンに読み込ませるためのICカードリーダーをご用意頂く。次は簡単でございます。後は（「e-Tax」のホームページから）電子申告の開始届け出書を送信して頂きます。今度はその画面の指示に従い、電子証明書の登録などを行って頂きます。ここまでやって頂きますとあとは申告書の作成でございます。これを国税庁のホームページから作成をすることができます。作成し、電子署名を行って送信をして頂く。口で言うのは簡単なんです。概略はこういう形で、皆さんがご想像になっているよりは簡単にできようかと思っております。「わからないからどうしても来てほしい」ということがあれば、我々の方で「e-Tax」のコア要員というサポート体制をとっております。お声をかけて頂ければいつでも派遣する用意はありますので、一度利用を考えて頂いたら、と思っております。これは個人の場合ですが、「e-Tax」で申告して頂きますと最高で5,000円の税額控除が受けられるということになっております。これは最初の一回目だけですが、こういうメリットもあります。それから通常であれば医療費や源泉徴収票等の添付や提示が必要なんです。でも、「e-Tax」で申告して頂いた場合はそれらも省略することが可能でございます。それから特に還付申告の場合でしたら、概ね申告をして頂いたら三週間程度で還付できるような体制をとっております。こういうメリットもございますので、確定申告が必要な方は是非「e-Tax」で申告して頂けますようお願い致します。「e-Tax」の申告手続きというのは税理士さんを通じた代理送信というのが可能でございます。特に法人税の場合でしたら、大概の会社の場合、税理士先生の方で申請書を作成される場合が多いかと思っております。税理士さんで作成して代理で送信するというような方法もございまして、ですから一応、代理送信の場合には開始届だけは必要なんですけれども、開始届を出して頂ければ、代理送信という方法もございまして、そちらの方もご検討頂ければ、と思っております。特に税理士さんと顧問契約を結ばれている方で、「『e-Tax』の利用はしたいが自分ではどうも・・・」という方がいらっしゃれば税理士さんの方に一度ご相談なりして頂ければ、税理士さんがそういった環境があれば可能でございますので、是非一度ご検討いただけたら、と考えております。

今日は拙いお願いと言いますか、本当に堅苦しい話になりましたけれども、「e-Tax」について我々はこれ位真剣に普及活動に取り組んでおります。今後も、普及に向けて同じことを何度も色々な席で申し上げることもあるかも知れません。「e-Tax」という施策が我々は重要な課題だと考えておりますので、その辺ご理解の程、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、奈良大宮ロータリークラブの皆様方のご発展、会員の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしまして、結びとさせて頂きたいと思っております。本日は貴重な時間を頂きまして誠にありがとうございました。